

## カネカグループ人権方針

私たちカネカグループは、『世界を健康にする』との強い思いを実現するために、カガクにできることを広げ、さまざまなソリューションを通じて、社会と人々の願いをかなえること、これが『カガクでネガイをカナエル会社』、カネカの使命であると考えます。

そして、私たちカネカグループは、このような使命を果たすべく、「KANEKA UNITED 宣言」として企業理念とこれを実現するための一人ひとりの行動指針を表明しました。

私たちカネカグループは、1949年の創業時より、「人権尊重」の経営を実践してきました。そして、「人権尊重」は企業と社員一人ひとりが守るべき基本となるものと位置づけ、人格の尊重と企業活動における人権配慮を常に意識してきました。

2015年3月には、「国連グローバル・コンパクト」に署名し、人権・労働・環境・腐敗防止について日々取り組んでおります。

私たちカネカグループは、すべての「人」の人権が尊重される世界をより一層追求して、『世界を健康にする』理念を実現させます。

その決意を、ここに「人権方針」として定めます。

### 【KANEKA UNITED 宣言】

- 企業理念  
人と、技術の創造的融合により未来を切り拓く価値を共創し、地球環境とゆたかな暮らしに貢献します。
- 一人ひとりの行動指針
  - (1) カガクで世界の人々の人生と環境の進化に貢献し、価値あるソリューションをグローバルに提供します。
  - (2) 一人ひとりの真摯で前向きな努力による企業理念の実現を通じて、社会的責任を果たします。

### 1. 人権に対する基本的な考え方

カネカグループは、「国連グローバル・コンパクト」に署名し、人権・労働・環境・腐敗防止を含む10原則を支持しているほか、国連「国際人権章典」、国際労働機関（ILO）「労働における基本原則及び権利に関するILO宣言」、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」等の人権に関わる国際規範を支持・尊重し、人権尊重の取り組みを推進します。

カネカグループは、事業活動を行う各国・地域で適用される法令を遵守するとともに、国際的に認められた人権基準と各国・地域の法令との間に矛盾がある場合は、国際的に認められた人権基準を尊重する方法を追求します。

## 2. 適用範囲

本方針は、カネカグループのすべての役員と社員に適用されます。

カネカグループは、本方針に基づく人権尊重の取り組みを広く浸透させるために、ビジネスパートナーおよびサプライヤーに対して、本方針への理解と取り組みの推進を期待しています。

## 3. 人権デュー・ディリジェンス

カネカグループは、自らの事業活動に伴う人権への負の影響を特定・評価し、人権への負の影響を防止または軽減するために、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、これを継続的に実施します。

## 4. ステークホルダーとの対話・協議

カネカグループは、本方針の実行に際し、社内および独立した外部からの人権に関する専門知識を活用しつつ、ステークホルダーとの対話と協議を行います。

## 5. 是正・救済

カネカグループは、自らの事業活動が人権に対する負の影響を引き起こしている、または助長していることが明らかになった場合には、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」の枠組みに基づき、適切な手続きを通してこれを是正し、救済に取り組みます。

## 6. 教育・啓発

カネカグループは、本方針に関する正しい理解が社内外に浸透し、効果的な取り組みが実践されるように、適切な教育・啓発を行います。

## 7. 人権尊重の体制

カネカグループは、Task Force「Sustainability (SX) 本部」が中心となり、関係部署と協同しながら、人権尊重の責任を果たしていきます。

2025年10月1日  
株式会社カネカ  
代表取締役社長 藤井 一彦